



奈良県住生活基本計画

— 県民が主役 魅力ある風土と豊かな暮らしを育む
「住まいの奈良」の実現に向けて —

平成19年3月

はじめに

本格的な少子高齢化・人口減少などの社会経済情勢の変化を背景に、平成18年6月、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進を目的とした「住生活基本法」が制定されました。

本県では、平成18年3月、目指すべき将来像を描いた「やまと21世紀ビジョン」を策定し、奈良の3つの個性である〈歴史の奈良・住まいの奈良・共生の奈良〉を生かした「住む人には安全でこころ豊かな暮らし」の実現に取り組んでいるところです。

このような状況の下、このたび、今までの住宅マスタープランを引き継ぎつつ、「やまと21世紀ビジョン」の趣旨を踏まえ、「県民が主役 魅力ある風土と豊かな暮らしを育む『住まいの奈良』の実現」を基本理念とした「奈良県住生活基本計画」を策定しました。

その中で、奈良の魅力有る風土や地域特性を活かし、県民一人ひとりが、それぞれのライフスタイルに応じた安心とゆとりある住まいづくりを目指し、「活力あるコミュニティの形成」、「良好な居住環境の形成」、「良質な住まいの形成」、「安定した暮らしを守る住まいの形成」及び「住まい・まちづくりを支える市場や産業の環境整備」の5つの基本目標を掲げています。

そして、これらの基本目標の実現のためには、地域に住む県民が主体的に関わり、県・市町村、民間事業者、NPOなどと連携・協働しながら奈良の住まい・まちづくりを進めていく必要があります。

今後は、県民の皆様方をはじめ関係する方々の理解と協力を得ながら、本計画の基本理念である「県民が主役の魅力ある風土と豊かな暮らしを育む『住まいの奈良』の実現」に向けて、一步一步着実に施策の推進を図ってまいりたいと考えています。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見・ご指導を賜りました多くの方々に厚く御礼申し上げます。

平成19年3月

奈良県知事 柿本善也

も く じ

はじめに

計画の目的と位置づけ	1
住まい・まちづくりの現状と課題	3
住まい・まちづくりの基本理念と施策の方向	
1 住まい・まちづくりの基本理念	17
2 住まい・まちづくりの基本目標	18
3 住まい・まちづくり施策の基本的方向	
3 - 1 いきいきした地域社会を次世代に伝える	19
3 - 2 個性豊かで安全な地域の中で住まう	21
3 - 3 質の高い住空間で安心・快適に住まう	23
3 - 4 誰もが安心して住まう	25
3 - 5 ニーズに合った住まい・暮らし方を選ぶ	28
4 基本目標の達成状況を示す成果指標	30
重点施策の展開	32
1 居住者による地域運営・管理活動の推進	33
2 奈良らしい暮らし方・景観等の維持・保全・創造	34
3 住宅の適切な維持管理、耐震改修・リフォーム等の推進と流通促進	35
4 公営住宅の適切な整備・管理の推進	37
5 住情報の提供、住宅相談体制の充実	38
6 子育てしやすい環境整備の推進	39
7 高齢者・障害者等の安定居住の推進	40
地域・住宅地の特性に応じた住まい・まちづくり施策の方向	
1 郊外戸建住宅地	42
2 大規模公的賃貸住宅団地	43
3 駅前・中心市街地	44
4 歴史的な街なみを持つ住宅地	45
5 既存集落地	46
6 小規模開発住宅地	47
7 中山間地域・過疎地域	48
住宅・住宅地の重点供給地域	49
計画の実現に向けて	52
<参考>用語解説	54

計画の目的と位置づけ

奈良県では、住宅・住環境政策の最上位計画として平成13年（2001年）3月に「奈良県新・住宅マスタープラン～未来・やまとの住まいづくり計画～」(平成13年度～平成17年度)を策定し、施策を展開してきました。

平成18年（2006年）3月には、「世界に光る奈良県づくり」を基本目標とし、目指すべき奈良の将来像（30年後の2035年を目標年次）を描いた「やまと21世紀ビジョン」を策定しました。さらに着実な事業の進捗を図り、奈良の三つの個性《歴史の奈良・住まいの奈良・共生の奈良》を生かした心豊かな未来の奈良を実現するため、「やまと21世紀ビジョン実施計画（2006～2010）」を策定し、その取り組みを進めているところです。

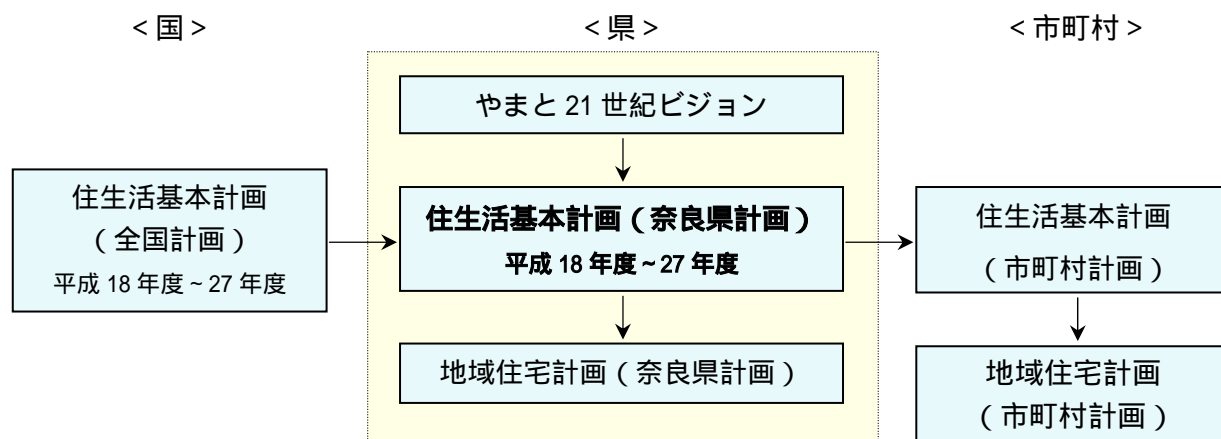
国においては、平成18年6月に新たな住宅政策の枠組みを示す「住生活基本法」が施行されました。これは、これまでの公的住宅の建設戸数（フロー）を重視する計画体系から、国民の豊かな住生活を実現するためのストック重視型の計画体系に移行するもので、住まいを中心とした生活環境全般の向上を図るための基本法制として定められています。また、国、地方公共団体の責務に加え、事業者・居住者の責務が位置づけられ、国及び地方公共団体が住生活の安定・向上の促進のために講じるべき基本的施策が示されています。

1 計画の目的

本計画では、本県の住まい・まちづくりに係る最上位の計画として、これまでの住宅政策を引き継ぎつつ、住まい・まちづくりに係る今日的課題だけでなく、「住まいの奈良」を実現するための基本目標を確認し、施策の再構築を図ります。そして、県と市町村、民間事業者やNPO、県民等の政策展開に関わる様々な主体が共有すべきビジョン（指針）とすることを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、住生活基本法に掲げられた基本理念や基本的施策を具体化し、それを推進していくための基本的な計画として、上位計画である「やまと21世紀ビジョン」を踏まえつつ、これまでの「奈良県新・住宅マスタープラン」に代わり「住生活基本計画（奈良県計画）」として策定するものです。なお、地域に必要な住宅施策を盛り込んだ「地域住宅計画」は、この「住生活基本計画」との整合を図りながら策定されることとなります。



計画の目的と位置づけ

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成 18 年度～平成 27 年度の 10 ヶ年とし、概ね 5 年ごとに見直しを行います。基本目標等は、概ね 10 年～15 年後の将来を展望して設定しています。

4 計画の構成

本計画の構成は以下の通りです。

